

子どもの養育に関する合意書

子どもと離れて暮らすことになる親と子どもとの関係を大事にするため、また子どものすこやかな成長のためにも、養育費や面会交流の取り決めをきちんとした形で、残しておきましょう。夫と妻という関係から子どもの父と母という立場に気持ちを切り替え、子どもの親同士というパートナーとして協力しましょう。

1. 親権

続柄 お子さんの名前 父or母の名前
 の親権は、 父 母

2. 養育費

父 母 は 父 母 に対し、以下の条件で子どもの養育費を支払うこととします。ただし、父母の経済的状況が変わった場合、協議の上、変更することとします。

<いくらを（支払う額）> 月額（） その他（）円を 毎月（） その他（）までに
<いつから（支払い開始）> この取り決めの月 その他（）から 満（）歳の（）月 （高校 大学 専門学校）を卒業するまで
<どのように（支払う方法）> 右の口座に支払います。 面会交流の際に支払います。 その他（）
金融機関名
本・支店名
口座の種類 普通・その他（）
口座番号
口座名義人

【その他、取り決めておくこと】

3. 面会交流

父 母 は 父 母 に対し、以下の方法で子どもに会って話したり、一緒に遊んだり、電話や手紙などで交流することを許し、約束します。

<どれくらい（交流の頻度）> 子どもが望むときにいつでも 日帰り（）時間・宿泊（）泊
 （）週間・か月に、（）回 電話・手紙・メール
<どこで（交流の場所）> 公園・近くの施設 その度に協議 電話 その他（）
 （父・母）の自宅 手紙・メール
<連絡手段>

【その他、取り決めておくこと】

子どもの養育について、以上のとおり合意します。

年 月 日

父 印

母 印